

令和3年第2回大洗町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年10月18日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第59号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第5号）

日程第 4 議案第60号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
都市建設課長	津幡紀昭	商工観光課長	長谷川満
生涯学習課長	深作和利		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今臨時会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

開会 午前9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第2回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

9月7日、9月16日、10月11日、議会全員協議会を開催いたしました。

9月16日、10月11日、議会運営委員会を開催いたしました。

9月7日、原子力安全特別調査委員会を開催いたしました。

9月7日、10月12日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

また、日本核燃料開発株式会社が長年にわたり、自動火災報知設備の点検の結果に関する不適切な報告を行ったことに対して、9月10日に日本核燃料開発株式会社に対し、再発防止と取り組み状況を定期的に報告、公表することを求める要望書を提出いたしました。

監査委員から、令和3年8月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付をしておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第59号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第59号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,762万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億234万8,000円とするものであります。

本補正予算は、主に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等により影響を受けた町内事業者等を支援するため、国から追加交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分等を活用して実施する事業に要する経費を計上するものであります。

5ページをお開きください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費、地域づくり総務費の公共交通事業者等支援補助金につきましては、コロナ禍の影響で経営環境が厳しい状況にある公共交通事業者等の事業継続を支援するものであります。具体的には、鉄道事業者に100万円、路線バス事業者に30万円、タクシー事業者に1台当たり5万円、運輸代行事業者に1台当たり3万円をそれぞれ補助する経費として232万円を追加計上するものでございます。

商工費の商工振興費につきましては、地元で泊まろう宿泊モニター事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊者が大幅に減少した町内宿泊事業者への送客支援策とサービス向上を図るとともに、町民が宿泊施設を利用することで、事業者と相互に理解を深め、地元を盛り上げ応援していく気持ちを醸成することを通して、町民が誇れる観光地づくり・まちづくりを推進するものであります。具体的には、町民がモニターとして宿泊する際に、宿泊費の最大8割、上限2万円を補助し、あわせて、おおあらいブルー・スポット認証施設で利用できるクーポン券を宿泊者1人につき500円分を配布する経費として、委託料および補助金を合わせて4,720万円を追加

計上するものでございます。

酒類販売・製造事業者支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請や緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置等の影響により、売り上げが減少している町内酒類販売・製造事業者を支援するものです。具体的には、酒類販売業免許所有事業者に1事業者20万円、酒類製造免許所有事業者に1事業者30万円を補助する経費として310万円を追加計上するものでございます。

観光費の大洗のまつり実行委員会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベント等ができなかったことによる実績見込みにより、1,500万円を減額するものでございます。

3ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金1,862万3,000円、繰入金1,899万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,762万円を追加補正するものであります。

以上、議案第59号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第59号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 確認の意味で再度お尋ねをいたしますけども、5ページだけ、地域で泊まろう宿泊モニター事業補助金ということで4,660万円ということでお尋ねをしますけども、ホテル、旅館、民宿ということで三つに分かれていますけど、泊まった方の把握、勝村家がもしも泊まった場合、うち2人いますけども、どのような形で確認するかお尋ねをしますけども。申し込みのところを一本化しないと、きっとね、その把握はできないと思うんですが、それ課長いかがですか。それで、これやらないと同じ方が何回も泊まる形になりますし、その報告はどのような形で、どこで取りまとめをしますか。大洗観光協会ですべてまとめるのか。ここに地元で泊まろう宿泊モニター事業委託料60万円とありますけども、これは観光協会だと思いますけども、詳しいそこまで検討したかどうかちょっとお尋ねしますけども、すいません、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、勝村議員のご質問にお答えいたします。

こちらの地元で泊まろう宿泊モニター事業の件につきまして、宿泊者の把握等々につきましてということのご質問かと思えますけれども、こちら宿泊者の把握につきましてはですね、まずは事務のほうの委託のほうを観光協会にすることですのでございますので、議員おっしゃるとおり観光協会のほうで取りまとめをしていただくということになります。お宿さんですら観光協会のほうで、まずはですね週に2回程度連絡のほうを取り合っていて、お宿さんのほうから宿泊者の報告を観光協会にさせていただくということで、観光協会のほうで取りまとめるという形になります。そしてですね、宿泊者の方には宿泊される際にですね、記録のほうというか、宿泊者の登録といいますか、各種ですね制約事項等に、そちらを守っていただくという制約のもとで出させていただくと。ま

た、宿泊者の名簿も提出していただくということで、そこにですね回数等の制限についても虚偽がないようにですね宿泊者の方に申告していただいて、それを観光協会のほうで取りまとめて、そこでもチェックをするということで、観光協会から更に町のほうに報告のほうをいただいて、町のほうでもチェックをするというような事務の流れとなっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。取りまとめは観光協会ですということ、週に2回報告を、事業者のほうにお願いするということでもよろしいですね。

あとね、家族が3人いて順番にやった場合には、3回泊まれてしまうんだよね、同じとこね、もしかすると。名前、きつとね、勝村勝一とか勝村あい子とか、うちだったら泰一郎とかいいますが、そういうあれはどんなふう把握しますか。家族でもしやると、同じところに3回泊まれるんだよね、やり方によるとね。だから、泊まった場合に全部、さっき名簿上げると言いましたけども、もしもそういう形になった場合はどのような取り扱いになるか、お断りするの、前泊まっていますよねと、家族。そういう形で考えてよろしいですか。すいません、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問でございまして、まずここでですね報告させていただきたいことがございまして、先日の全員協議会のなかで1人3回まで宿泊できるというようなご説明をさせていただいたところでございますけれども、全員協議会のなかでいろいろご意見をいただいたなかで、3回だとですね町民に機会が均等にいかない可能性があるんじゃないかとか、予約がすぐに埋まってしまう可能性もあるだろうというようなところもご意見いただいたところでですね、町のほうでも再検討をさせていただきまして、今回、まずは1人2回までというような数の制限に変更させていただこうかなというふうに思っております。3回だったものを2回までということでさせていただきますというふうに思っています。

それから、各個人ごとの回数の把握といったようなところでございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、名簿のほうを提出いただくということになりますので、各個人の名前は全て名簿によって管理をするということになりますので、基本的には代表者がどなたになるかというところかなと思いますけれども、代表者がいずれの方になったとしてもですね、その名簿によって一応全員の方の名前は把握できるような仕組みということを考えております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、あと十分にねやっただいて、精査していただきたいなと思いますし、1人2万円なんで、3人で6万円、使えますよね。うまくやったらね。そういうことなんで、やり方によっては3回ぐらい泊まれるかなと思ってますし、そういうことも十分検討していただいて、町民等しく泊まれるようお願いしたいなと。この間、海老沢議員から出ましたけども、ワン・ツー・スリーとホテル、旅館、民宿というような広報もしていただきたいなと。いいとこばかり泊まらないで、できれば旅館、民宿のほうもお願いしたいというような、歯止めなかなか効かないかもしれ

ませんが、そこら辺のところも十分ね、課長、精査していただいて宜しくお願ひしたいなど。もしかしたらば民宿はあんまり泊まっていただけないかなと思っておりますけども、ただ、値段をちょっとね、そこら辺は精査しなきゃなりませんので、民宿のほうも。普通だと7,560円かな、税込みで。ちょっと上げなきゃなんないんで、この間も全協でちょっと説明しましたけども、アンコウの時期になると1万800円ということになってますので、民宿のほうは。ホテルのほうは、もっと1万2,000円から、高いところは1万8,000円ぐらい、2万円ぐらいありますけども、宜しくお願ひしたいなど。何か答弁あれば、終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 二点ほどお尋ねをしたいと思いますのですが、一つはちょっと確認なんですけど、もう一つ、両方確認なんですけどね、4ページの地方創生交付金の性質についてちょっとお尋ねをしたいんですが、まちづくり推進課長、よろしいですか。今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の件ですけども、性質をちょっとお尋ねしたいのは、今までの地方創生交付金の在り方と同じような分配方法で各市町村に分けられてきたのか、それとも、これはコロナという感染に関するものなんですけど、そういったその国のほうの算定の根拠がどのような形になっていたのか、今までどおりの地方創生のままであったのかどうか、まずこの一点をお尋ねをしたいと思います。

続けてやらないほうがいいですかね、じゃあこの後はまたその後で、公共交通事業者の支援についてなんですけども、まあこれやっちゃいますね、1回でね。例えば、先日の全員協議会では、私、この件については質問しなかったんですが、例えば分配方法で会社に補助を出すという形でもよろしいんだろうと思うんですけども、実はここで性質が違うのはですね、いわゆる給料制で働いている方とタクシーですと歩合制になっているということがあります。このあたりの取り扱いというのが会社によって違うんだろうと思うんですけども、このあたりは補助を出すという意味から、どのような形で働いている方までそれが浸透するのか、このあたりのお尋ねを二点ほどさせていただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、地方創生臨時交付金についてお尋ねをいただいたかと思うんですけども、こちら当然ですね従来の地方創生の交付金というのはですね、何か特別に事業をやるということ、その事業に対して2分の1を補助するというような形だったんですけども、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、市町村の人口ですとか、そういった規模に応じて交付金のほうはあてがわれると。完全に方程式に基づいてあてがわれるというような形になってございます。これは去年の地方創生臨時交付金から同じような形となっているところなんですけれども、今回1,862万3,000円、こちらのほうの臨時交付金につきましては、各市町村の事業者数に応じて交付をされたというようなところでございまして、大洗町のほうにもその形で交付をされたというところで、本当にその客観的な事実に基づいて交付されたというような形でございます。

それでもう一点ですね、公共交通の関係で補助金についてお尋ねをいただいたかと思うんですけど

れども、分配のその方式についてはですね、昨年度補助をしたような形に加えて、今回は代行業者、種類が提供できないというところできなかつたというところで代行業者も対象にしたところなんですけれども、あくまでも給料制ですとか歩合制ですとか、そういったところは特に私どものほうでは制限といいますか、そういったところは設けず、それぞれの事業所に応じてタクシーや代行は台数、路線バスや鉄道については前回と同様の規模感というような形で補助をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。交付金につきましては、今ので確認させていただきました。

ただもう一つですね、その公共交通に関する単なる会社に補助を出せばいい、または交付すればいいという方法も多分一つでしょう。でも、例えばですね、大洗町にある会社じゃないタクシー会社ですよ、今、当町のなかにはタクシー会社はありません。でも、働いている方は大洗町の人なんです。そういうところの分配方法というのは、細かくできないものかどうか、その辺が本来の町税を使う意味なんではないかというふうに思うんですが、この辺もぜひですねその分配する時、分配方法というのを会社のほうにもある程度お話されたほうがよろしいんじゃないかというふうに思ってた質問でありました。このあたりは方法としては、今からでも可能なんではないか、そのあたりを再度お尋ねします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

大洗町内にですねタクシー事業者、町内に事業所を有しているタクシー事業者は実は1社ございます。それともう一つの事業者についても、水戸に事業所はあるんですけども、ほとんど実際は大洗のほうを中心となって行っている事業者でございまして、そういう観点からですね主なその事業所および運行区域が大洗であるというところをもって補助のほうをさせていただくというような形でございます。それでおそらく両事業者ともですね、従業員の方はかなり大洗町に属するのではないかと、ちょっと統計を取ったわけではないんですけども、そういう形でございますので、基本的には今の形で補助をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 先ほど勝村議員から宿泊の支援の質問がありましたけれども、これはいろいろとトラブル、こんなトラブルがあるんじゃないかということで想定はしていると思うんですけども、商工観光課でねこの事業によって何かトラブルがあり得るんじゃないかということで、それに対する対策、考え方、これはどういうものがあつたのかということをもひとつ伺うのと、ワクチン接種の条件はないと思うんですけども、これについてまず伺います。これは2項目にわたって質問しますが、議長、2項目にわたって質問しますが、別々でよろしいですよ。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目のですねトラブル、どういったトラブルが想定されるかといったところでございますけれども、こちらの事業につきましては、町としても初めて試みる事業でございます、まず、どれぐらいその需要があるかとか、どういった利用の傾向があるかといったところも、なかなかつかめないところではありましたけれども、事業所とのお話し合いですとか、あるいはこの間の全員協議会でのご意見等々を踏まえたなかでですね、利用回数の制限ですとか、それから補助率とかというところを決めていったところでございますけれども、想定されるトラブルとしては、やはり宿泊者の管理といいますか回数のどれぐらい利用があったとか、そういったところと、あとは精算方法等々ですかね。その辺につきましては、やはり観光協会とお宿さんのほうでですね、しっかり連携を取っていただいて、まずは対応していただくというのが基本かなというふうに思っております。

また、もう一つのワクチン接種のご質問がございましたけれども、ワクチン接種につきましては、12歳以上につきましてはワクチン接種の証明書をですねご提示いただくということが基本となっております。また、ワクチン接種がいずれかの理由で接種ができていない、できないという方につきましては、基本的にはPCR検査の陰性の証明をですねご持参いただいて確認をするということで対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番(菊地昇悦君) これから正月ね、1月31日までですから正月宿泊されたいという方もねあるんじゃないかと思うんですよ。大洗のホテルなんかは、正月は通常よりもものすごく料金が上がるというようなことで、稼ぎ時っていえば稼ぎ時だと思うんですけども、その時にですね、この機会に正月は家庭じゃなくてホテルで過ごそうというような考えを持つ方もおられるというふうには思うんですね。非常に大洗に住んで、そんなことできなかった分を今度はできるということになりますのでね。そういう時に、もし集中した場合にどうするのかというようなことも発生するかもしれない、しないかもしれませんが、もし発生した場合には、これはちゃんとその対応はできているのか。一応、宿泊施設には一つのプランがあって、そのプランの料金でやるというふうになっていますけれども、一般の方々の宿泊も同時に受け入れますからね、その整合性はどういうふうに行って、町民の宿泊をどう確保するのか、この辺についてどういうふうを考えて取り組むのか伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員の再度のご質問でございますけれども、例えば正月等々の繁忙期とかというようなお話がございましたけれども、まず議員おっしゃるとおりですね、こちらの事業につきましては、各お宿さんにプランを、町民限定のプランを設定していただくという形で行っていくということでございまして、そちらのプランにつきましては、一応2プランほど出させていただいて、それを基本に行うということでございまして、あとは繁忙期に、例えば予約が集中する時期に町民の扱いをどうするかとかといったところはございますけれども、その辺はですね、お宿さんにある程度町民の枠は、この日何枠とかというのはお宿さんのご判断で設定をしていただいて、その範囲のなかでやっていただくとか、そういったことになるのかなというふうに思っております。

て、全ての予約が町民で集中するとかということは、現実的にはそういった設定はお宿さんは、その辺はお宿さんにお任せといたしますか設定していただいて、お宿さんのほう、対応範囲内でやっていただくというのがよろしいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それがねトラブルになるんじゃないかなと。なるんじゃないかというような、この事業を事業所側に丸投げするような形でいいのかなというふうには思うんです。町民からすれば、それで泊まれると思うから、そういう事業だから、それが泊まれないっていうふうになってくると、一体どうなっているんだということで町への苦情とかね、そういうのが発生するんじゃないかというふうに思うんですよ。きっちりしたものがなければ、業者のほうも対応できない部分も出てくるんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺がちょっと心配なんですけども、まだ日程がありますのでね、その辺ちょっと検討したほうがいいんじゃないかというふうには思います。この点について終わります。

次にですね、大洗のまつり実行委員会の補助金が1,500万円減額されましたけども、これを減額したのは、どういう処理をするんですか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

このまつり実行委員会のほうの補助金のほうのですね減額についてのご質問だと思うんですけれども、こちらコロナで、本来であれば行われてきたであろうイベントが、コロナ禍で行われなかったことにより、所要の額は必要なくなったというような形で1,500万円を減額させていただくような形でございます。この1,500万円分の減額したのも、これはもともと財源はですね大好きです大洗基金繰入金、これはふるさと納税の基金のほうから取り崩しているものなんですけれども、その分をまるまる地元で泊まろう宿泊モニター事業補助金等にですね、今回のコロナの対策に必要な金額を振り分けるというような形にさせていただきたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そういうお金をそっちのほうに回すということですよ。今ですね、コロナ感染者の陽性者が激減しているということで、皆さんどうしてなんだというふうに驚きなんですけども、今この激減した時に、どう次に備えるかということが政府なんかでもね検討しなきゃいけない、するというふうになっています。第6波に備えるということですよ。第6波に備えるためには、例えば岸田新しい首相は、就任早々の記者会見で、今、感染が落ち着いているこの時にこそ、最悪の事態を想定すると、しなければならぬというふうには表明しているんですよ。大洗町も県内でも相当感染者が高いということでありまして、やはりこの使わなかったお金をね、次の第6波に備えるという考え方、これは考えなかったんですか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回ですね、取急ぎこちらの予算のほうを計上させていただきましたのは、やはり前回の緊急事

態宣言の影響で大至急必要なものというような形で、主に事業者支援ですね、国の交付金もその事業者支援向けに、昨年の創生交付金なんかは感染症対策という部分はあったんですけども、今回の交付金自体が事業者支援向けというところがございましたので、主に事業者支援関係の事業のほうをまとめさせていただいたというような形でございます。

議員ご指摘のとおりですね、その第6波へ向けた準備ですとか、そういったところは非常に重要であるというように考えてございますので、今後、具体的に予算の措置をとるかどうかというところは、まだ不明瞭なところありますけれども、関係の担当課、健康増進課ですとかそういったところのそんなあれば、相談ありますれば私ども予算担当課としても柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 第6波に備えるということでは、国と県がね重点的にどうするかと、医療体制、あるいは保健体制、これを感染力2倍を想定して取り組むというような方針を出したんですね。大洗ではなかなかそこまでは、そういう財力も権限もないからできませんけども、ただ、地元でできるものは何かというと、やっぱり検査ですよ。早期に検査するという、特に対象者はケア労働者、学校とかね含めて、そういう方々の検査をきっちりやるということが非常に大事な観点ではないかと思うんですよ。今後、減額した分はね、そっちのほうに回すということで、それはそういう形でやるんでしょうけれども、基本的な考え方がね、余ったから、使わなかったら、これをきっちりという方向に回すというような考え方があってよかったんじゃないかと。何度もこの議会でも、その予防についてきっちりとした方針を立てることが重要だというふうには述べていましたから、今の課長だと、その部分はちょっとまだ弱い。あったら、何だろうな、そういう予算を組みたいという話でしかなく、明確な考え方がね、ちょっとないのかなと、町ではね。要するに、発生して、発生した後どうするかという考えはその都度考えられているようですけども、発生するのをどう防ぐのかということが、ちょっと薄いなど、弱いというふうに思いますが、その点はどういうふう考えているのかね、3回目ですけども伺います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員の再度のご質問についてお答えいたします。

当然ですね議員ご指摘のとおり、発生した際にどうするべきかというところは、町としてもきちんと考えていかなきゃならない、対応していかなければならないと考えてございますので、そういったところにつきましてはですね、担当課である健康増進課とよく相談をしながら、今後取り組みについて検討していきたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 今村和章君。

○8番（今村和章君） 私もですね、地元で泊まろう宿泊モニター事業についてご質問させていただきます。

先ほど菊地議員からもですねトラブルに関してのちょっと心配事ということでありましたけども、私もちょっと、初めての事業なので、いろいろ検討されての事業だと思っておりますけども、やは

りその宿泊の予約の部分ですね、その部分がやはりトラブルの原因が一番ちょっと懸念されるかなと思っております。

そこで、ここで委託料が観光協会のほうにありますから、その予約状況を週2回確認してですねやるよりも、一本化して、観光協会が予約を取ってですね、それを振り分けたほうがトラブルが少ないんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 今村議員のご質問でございますけれども、予約の管理についてトラブルが懸念されるということで、観光協会が一本で予約を受けて振り分けてはというようなお話をいただいたところでございますけれども、やはり予約の状況というの、やはり刻一刻と変化するというのもございますので、やはり宿さんでですね受けて、宿の予約状況でですね予約していただくというのが基本かなというふうに思います。やはり観光協会が受けると、そこからまたお宿さんのほうに連絡をしてとかということになりますと、やはり逆にトラブルが起こり得る可能性もあるのかなというふうにも思いますので、やはり予約の受け付けについてはお宿さんに直接といったところが妥当かなというふうに思います。そのなかでしっかり報告をしていただいでですね、観光協会のほうでも十分に把握をするということでやっていきたいなというふうに思います。

初め、11月からの事業スタートを予定しておりますけれども、最初の一月程度でですね、ちょっと傾向等も見えてくるところもあると思いますので、そういったところも踏まえてですね予約の状況、トラブルにならないようにしっかり対応していきたいなというふうに思っているところでございますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 今村和章君。

○8番（今村和章君） 回答ありがとうございます。確かにあのね、一度受け取って宿に確認して、それからということだと思えるんですけども、そういうような状況が出てきますけども、それって一回受け取ってアンサーするというので、一回で済むと思えるんですよね。これが、そこでその予約ができなかった場合と集計する場合で、どう差があるかということだと思えるんですけども。例えばですけども、大洗の町民向けのプラン作るんであれば、そのプランの部分だけ、これ紙でもいいですし何かでもいいですけども、それを用意しておけば、この日は泊まりますよということはある程度把握できると思えるですよ。そこから一度預かって回答するというのでやれば、二重のチェックが私はできるんじゃないかと思えるんですけども、なおかつ予約システムのほう、例えばいろんなホテルや何かだとパソコンでできる場合もありますけども、そこに勝手に入るよりは、観光協会のほうで本当に把握できない部分が出てきちゃうと思えるんですよね。ですから、やはりどっちにしろ大洗向けプランを作るんであれば、そのプランのリストのなかで観光協会が対応していくことができるんじゃないかなと思えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問でございますけれども、確かにですね一元で受けて、プランごとに何ていうんですかね、プランに当てはめていくということができればトラブルにはな

らないのかなというふうに思いますけれども、それぞれの宿さんごとにもその予約システム、おっしゃるようにですねインターネットで予約を受け付けるというところもございますし、また、そうでないところもあるし、あるいはいわゆるOTAといわれる大手のですね代理店等と契約しているところもございまして、その辺のやり方についていろいろ様々な状況があると思いますので、その点につきましては、ちょっといろいろ情報収集のほうをしましてですね、どういった予約方法がいいのかというところをちょっと模索はしていきたいなというふうに思いますけれども、事業のスタートにつきましては11月からのスタートということで、スピード感をもっていかなくちやならないということもございますので、まずはお宿さんのほうと消費者といいますか利用者の方でやり取りしていただくという方法を進めながら、ちょっと模索のほうをしていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 今村和章君。

○8番（今村和章君） 宿のほうのね条件とかそういう部分もありますので、一概に我々議会がですね、こうしろああしろということも言えないと思いますけども、トラブルがあった場合にですね、対応のほうだけはしっかりやっていただきたいなと要望して終わりにしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今の質問、関連としてですね、町長にお尋ねしたいんですが、今、私、答弁と質問を聞いていながら感じたんですけども、多分こういった事業って、これからますます多様化していく、またはいろんな制度化していかなければならないような時代になってくる。そうしますと、やはりある一定のデジタル化のなかでどういう形を作っていくかというのが今一番求められているんだろうと思うんです。行政の在り方として、今回のこのいわゆる各町のなかでの事業者と協会と町からのいわゆる補助という形をついて、どうしても一元化しなければならない。絶対これ、いくつかトラブルはあると思います。でも、町の方ですから、トラブルは何とかできるでしょう。しかし、これからですね、間違いなくこのデジタル化をどういうふうに進めるかで、今の話というのは非常に回りが良くなるんじゃないかと思うんです。一つの基準になるようなものを作っていく。それで、これからもずっと町のなかでこういった事業がある時に、そこに全部が一元化できるような、協会なのか、町のほうではなかなか難しいと思うんで、そういった考え方というのはどうなんでしょうか。今回作るに当たり、多分いろいろ考えられたと思うんで、お願いいたします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） それぞれ議員の皆さん方からは、前向きなご提言、そして、こんなような問題が起きんじゃないかっていうことで警鐘を鳴らしていただいて、私も身の引き締まる思いで、しっかり対応していきたいと思っております。

今、坂本議員言われることはもっともなことで、今村議員が言われるアイデアも、とにかく私もはっと感じさせられました。

ただ、現状はですね、それをやってしまうとワクチン接種の予約と同じで、今、観光協会って2本か3本しか多分電話ないもんですから、一斉に電話予約で今度は繋がった、繋がらないがなるんで、

これはとてもいいアイデアなんです、今回に関してはちょっと採用はできないかなと。

今、坂本議員おっしゃるように、これで今、一つのことが見えましたけども、おっしゃるように、これ平常時やったらどうでしょうか。それは何かと申しますと、大洗の例えばホテル、旅館、民宿、全ての宿泊予約は観光協会でデジタル化してやると。ここを通すと。例えば楽天とか一休のように、全部ここでやると。そうすると何が起きるか。私は単純にですね、商売的発想じゃないんですが、みんな非常にアクセスしやすくなるのと、もうおそらくあと20年ぐらいすると、全ての方がネット、このスマホで予約するような時代来ると思うんですが、今、観光協会の人件費とかのほとんどが町の丸抱え的になっておりますから、例えば本当にその予約そのものが全て協会ですることになれば、事業者の負担金でやることができるわけです。すなわち、その予約で今まで大洗ホテルとかシーサイドホテルとか、ああいう大きなところが多分1カ月に均していくと1人か2人分の人件費、その予約の対応で取られてしまっていると思いますので、この分の人件費を負担していただくと、みんなのことができるんじゃないかと。それぞれ電話が繋がらないとか、トラブル処理とか、全てを観光協会に補完すると。それもデジタル化を図っていくというのは、当然大事なことです。私今、坂本議員からいただいたような話をしっかり、おそらく国のほうでもこれ、デジタル化というのは加速度的に進めていくでしょうから、そういうなかでは、例えば交付金があったり、また、補助事業があったりしますから、それに乗せて町全体がデジタル化がどう図っていくのかということは、しっかり考えていきたいと思っています。平常時の問題、協会としっかり話し、もしできるならば一元化してやっていけば、それぞれのホテルがそのほかのことに専念できるという、こういう魅力、メリットがあると思いますので、ひとつそこは今村議員のご提案のこと、平常時もやればということを考えています。

それから、せっかくの機会ですから、今、皆さん方からいただいたご指摘ですけど、この制度そのものは対象事業者が全て大洗の事業者、そして、利用される利用者が全て大洗町民ですので、制度設計そのものは、これは諸説にたって作っております。いわゆる間口をしっかり広げて、善なるもの、悪いことはしないだろうということを前提に制度設計しております。ただし、今の世の中、これは要するに事前規制をとっばらって、事前規制撤廃、そして、事後監視の社会環境をつくっていかうということになっていきますので、もし仮にここで、例えば勝村議員からご指摘あるように、3回も4回も泊まってしまった、同じ人が名義貸しをしてしまったということがもしわかれば、当然その交付したお金に関しては返還していただくということをしかりと対応していく。ですから、全部集計をしていって、最終的に2回も3回も泊まっている方がいたら、これは交付金は取り消しますよと。ですから、お宿に申し込む際に、当然先ほど菊地議員からご指摘あったようなことで、すなわちそのPCR検査並びにワクチンの接種証明書を提示すると同時に、お宿で名前を書きますから、その書くところがすなわち誓約書と申しますか、補助金申請書でありますけど、実際にはそこには誓約をしていただくということ、それから、先ほどその1月ですか、1月のその正月、泊まれなくなるんじゃないかっていうようなご指摘ありましたけど、こういうことについても十分皆さん方、もう12月31日とかは、もう去年あたりから埋まっているところもたくさんありますから、ですから、ここ

はしっかり事業者と連携をして、皆さん方に周知を図っていく。当然のこと、もうこの辺は繁忙期ですから、もしかしたら泊まれないことがありますよと。当然11月から、11月、12月、1月はこの辺は取りにくくなりますよということは、しっかり私どもで周知をして、事前にトラブルがないような、ご指摘を受けないような対応策というのはとっていききたいというふうに思っております。

そして、何回も泊まるという方については、今のような対応をしていきますけども、プランを作っていた際に、じゃあ全部、町民割を全部その泊まる席として空けるのかと、すなわち部屋を全部町民プランにするのかとか、そういうことについては各個別の事業者と話し合いをしていかなければなりませんけども、協会として私どもお願いしたいのは、できるだけ住民割を最優先して欲しくないかと。上限が例えば2万円までしか補助しませんから、2万5,000円になるかと思うんですけども、そうすると、もっと3万円とか5万円の同じ人入れるんだったらプラン売りたいというような思いもあるでしょうけど、できるだけこれを継続していただけないかと。私どもとして大前提、これは最初に申し上げなければなりませんでしたが、全協で申しあげましたように、地元を応援しようと、要するに地元の皆さんで地元を応援していこうと。それから、地元、これは事業者側の視点ですけど、地元の皆さん方に愛される施設になろうと。地元の皆さん方の誇りとなるような施設になって頑張ろうと、勝村議員ももう勝村荘で頑張って地元で愛される施設でありますけども、そういうふうなものでみんなで、すなわち地元を盛り上げて、一体感をもっていこうと。そのことによってやはり郷土愛という、議員の皆さん方から日々ご指摘をいただいている郷土愛というものが、ここで初めて生まれるんじゃないかと。ですから、地元の人だからってという簡単なことではなくて、地元の人だから何か許してくれるんじゃないかと、そんなような甘えも事業者にあってはなりませんし、外から来る方と差異をつけるということではありませんが、やっぱりしっかりとしたおもてなしを尽くすということ。それから、地元の皆さん方も、そういう地元の事業者からそういうことを受けることによって、ああ何て素晴らしいんだという思いが、それぞれ相互にしっかりとそれぞれを敬うような、そういう環境がくれたらなと思ひまして、私としては今回は、この今、まちづくり推進課長が申しあげたように、事業者支援ということでのすなわち地方創生臨時交付金と、それから今までの積み上げた、先ほど菊地議員からご指摘いただいた様々なそのまちづくりの事業が展開できませんでしたそのお金で賄いますけれども、今後、例えばこの事業者関係の方々からふるさと納税でいろんなお金が上がってくること、これはどこからどのぐらい入ったっていうのは集計すればわかりますから、そういうお金ができれば、これ通年もうずっとこういう事業というのは、地元の人地元で泊まれる時は安く泊まれると、こういう制度があるということ、ずっと通年できたらこれが理想かなと。当然、議員の皆さん方にいろいろご相談をしながら、今後やっていくんだったら、もう土日は除くとか、例えば8割でなくて7割にするとか6割にするとか、こういうものをずっと継続して地元で地元を盛り上げていくような環境をつくれたらいいかなというふうに思っております。

それから、ちょっとずれますけど、坂本議員からさっきご指摘ありました、すなわち事業者、交通事業者への支援ですけど、これは事業者への支援ということで、確かに一人一人それぞれノ

ルマでやっている方々はお金が全く入らないという方もいらっしゃると思いますから、そんなことも含めて事業者には、最終的には私的自治というのがありますから、私どもで踏み込めない部分もありますけども、事業者には議会からもこういうお話があったし、やはりその一人一人生活者のための支援金であるということも、そこに含まれているという内容についても、しっかりお話をして、趣旨についてもお話をして、事業者の方々に理解をしていただいて、それぞれ広くあまねくいけるような環境をつくっていきたいというように思っています。

それから、菊地議員からいただきました、すなわちその予防についてですけど、これはあらゆる媒体使って予防を少しやってます。ただし、今何か少し感染者がもう激減していますので、少しこう、私はあんまりこの言葉使いたくないんですが、東京都知事風に言えば、ゆるみっていうか、少し何かこう皆さん、何か楽観的になりつつあるなっていうことがありますので、これについては繰り返しそういう措置をしていく。それから、議員の皆さん方の支援によって、担当者一生懸命頑張らして、ふるさと納税も大分上がってますので、転ばぬ先の杖というのはしっかりと確立をしておりますから、もし出たらそれに対してはそれに対応できるような財源については十分に確保してあるということ。ただし、今申し上げましたように、出てから何かするということではなくて、当然予防については、今、議員言われたように、学校なんかもし出たり、この間もどっか幼稚園だか保育園で、こんな感染者が少ないなかでクラスターが出たという話もありますので、それぞれ緊張感を持ってこれからもこうした手を弛めることなくやっていきたいと。

また、3回目の接種についても国から指針が出されて、これから細かいところを決めていかなければなりませんけども、そういうことも少しプロパガンダすることによって危機意識と申しますか、すなわちこの感染予防対策は怠ってはいけませんよと。それから、今日なんかも出てましたけど、インフルエンザが大流行するんじゃないかっていうような、こんな警鐘も鳴らされておりますので、これもあわせて皆さんと一緒にしっかりとPRをしていきたいというふうに思って、PRと申しますか、皆さん方をお願いをしていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方についてもぜひご協力のほどをお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第59号は、原案のとおり決しました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第60号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第60号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、大洗町体験活動交流センター解体工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札により、令和3年10月15日に入札会を執行した結果、株式会社大貫工務店が6,300万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の630万円を加えました6,930万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第60号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第60号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負契約の締結について質疑を行います。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認の意味を込めてお尋ねするんですが、いわゆる物を作るというよりも壊すということについてなんですが、いわゆる今回は解体工事になります。これを契約する前のですね、いろいろ契約内容あるんだろうと思うんですけど、産廃が出た時の産廃先の処理場というところまで全部この計画には入っているということを聞いたことがありますが、この確認をまず一点させていただきたいというのが一つあります。

もう一つはですね、実は私たち今まで地元の業者というのを中心に考えて、こういったものを議決させていただいておりますけども、今回も地元の業者、多分いるんでしょうが、今回、大貫さんは水戸に移られたという住所になっておりますけども、これに関して水戸の業者としての見方をすべきであるのか、それとも、もともと大洗ですけども、本社機能がどこにあるかって、実はよく私たち理解してないところがあるんですが、この確認を一つさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 坂本議員のただいまの工事契約に関する質問にお答えいたします。

まず先に産業廃棄物の処理につきましてでございます。産業廃棄物の処理先は、ここという指定は、この契約においては指定はしておりません。ただ、実際ですね、今回アスベストが含む大平板などが出るということは事前の調査でわかっておりますので、基本的にはアスベストは完全に最終

処分場へ持っていくしかないので、これに関してはエコフロンティアかさまでの処分になるかと思いますが、それ以外について町のほうからこの業者で指定をしろという処分はございません。ただ、マニフェストとかをしっかりととって、きちっとどこの会社が運搬をして、どこの処理場へ持っていったらどのように処理されたか、その記録をきちっと取って提出をしていただくという形で担保しているというところでございます。

2点目の業者の選定についてでございます。こちらはですね、町の業者選定委員会等の規定で、大洗町に本店または支店を有する事業者さんを町内業者として取り扱っております。大貫工務店さん以外にもですね、雲井工務店さんなど、もともと大洗の業者でありましたけども水戸へ移った後も大洗に支店を持っていて、大洗の業者として取り扱っている業者というのはいくつかございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。その1点目のですね、いわゆる今回のことで私は心配して言ってるのではないんですが、一般論として産業廃棄物そのものが、とりあえず安くたたかれて産業廃棄物をどこか、しっかりとした処分場ではないところに廃棄してしまうというような事例があるという話も聞いておりますけども、しかし、これは管理方法としては、やはり町であったり、市であったり、その発注を出すところがしっかりとやはり見守らなければいけない。そこは契約内容には入っていないとしてもですね、やはり今のこのご時世、産業廃棄物の在り方というのが非常に問われております。そのあたりの懸念ではありませんが、どこまで確認されているかという質問でありました。

さらにですね、先ほどの事業所がどこにあるか、そして本店機能がどこにあるかというのは、この売り上げそのものが町税に反映されるような売り上げになっているのがどこであるかという、この確認であります。このあたりもう一度答弁ができればお願いをしたいと思うんですが。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） まず最初の産業廃棄物の処理の確認でございます。こちら、先ほど言いましたように、どこの業者で処分をしろという指定まではしていないというのは当然、そこは当然市民の契約をそこまで縛ってはいないというところではございますけども、先ほど言いましたように、どこの産業廃棄物の処理、運搬、これも当然登録ですので、どこの業者を使っているのか、そして、どこの処理場へ持っていったのか、そこでどのように処分したかというのを全てマニフェストという形でA票とB票とか書く表があって、それを全て検査の工事が終わった段階で提出していただいて確認するということをしております。

また、産業廃棄物をどこへ持っていったかの場合に、その処理が多い場合には当然、処分の運搬に当たって、我々のほうでそのトラックについて行ってちゃんと持っていったのかというのを追っているという場合もございますし、追っていないなくてもきちっと写真で、出る時と入る時のそのナンバーの写った写真を提出してもらうというようなことまでやって、基本的には不法投棄、町の発注した工事において不法投棄が発生されることのないように、きちっとした書類で追えるような証拠

をもらっているというのが現状でございます。

2点目の工事のこの売上げがどこに計上されるのかというところでございますが、基本的には、例えば大貫工務店さんですと、去年ですかね、水戸けやき台に本社を作られて、向こうへ、建設業法上の主な店、いわゆる本店をどこに置くかということで水戸になっているかと思いますが、その登記をどこに置いているか等は、ちょっとすいません、我々のほうでは確認してございませんので、会計上の処理がどうなっているかまでは確認しておりません。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。いわゆる私たちは地域間だけで帰結するということではない、そしてまたその確認をしたかったという、その点だけなんです。別に大貫工務店さんが今、名前出ましたけども、そこについて特別な異議があつて質問しているのではないんですが、やはり疑問としてですね、こういう形で、逆にいえばですね、逆にいえばというか、私は大貫工務店さんがどんどん大きくなって、やはり大洗町に一生懸命いろんな形で協力をしていただいて、更に大きくなって拡大していく。これはひとつの大洗としては誇りになる会社であります。されど、そのあたりですね、今回この一般競争入札を見てますと、一般指名ですね、競争入札を見てますと、やはりどんどん大きくなっていくのであれば、更に私は県内全域とはいいませんけども、この中央地区自体の競争入札にそろそろ切り換えていってもよろしいんじゃないかというふうに思うのはですね、今、今回のいわゆる設計単価からしまして96.9%だったろうと思います。これが高いか安いかは私は業者じゃありませんのでわかりません。競争入札しておりますから。しかし、少しでもですね、こういったものの税負担を下げるという意味では、一般的なものよりも、一般競争入札、私あんまり詳しくわかんないですが、そういうようなほうの考え方もこれから取り入れるということも必要かなというふうに思つての質問でありました。このあたりは、町長、どのようにお考えなのかお尋ねをして終わります。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員からご指摘の件につきましては、それぞれの自治体でおそらく議論となつて、いろんな対応をとられていることと思います。要するに、今までですと地元業者、多少高くても地元業者を優先するという、これは建設工事にかかわらず、例えばガソリンを入れるについても、文房具を購入するについても地元を優先するという。しかしながら、それでは住民の皆さん方からお預かりする公金を効率的にしっかりと活用していないだろうというようなご指摘のもと、また、もっともっと安くすれば、その財源を確保できて、それでいろんなことが賄えるだろうと、こういうご指摘のもとに広く一般競争入札、国のようにして、どっからでもいいから入つてもらつて、それに対応していただくと。しかし、このバランスが非常に難しいところがありまして、そうすることで、ぱたぱたと来て、ぱたぱたとやって、何か例えば建物を作ることになってくると、むしろ設計変更されたりとか、手抜き工事をされたりとか、手抜き工事とまではいきませんが、なかなかその管理しきれない部分でうまくやり抜けてしまうというような話もあります。一回きりだけ取っていくということで、地元の業者がどんどん疲弊していくというよう

なこともございますので、当然議員ご指摘のように、どちらが最適か、100%ってというのは、これありませんから、うまくその時々バランスを考えながら、その時に最も最適なものをというか、最大公約数がはかれるような、そういうこの発注方式というものも今後しっかりと考えながら、研究をしながら、その場その場で対応していきたいというふうに思いますので、どうぞさらなるご指摘のほど、ご指導のほど、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） それでは、以上で終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第2回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 石 山 淳

署 名 議 員 柴 田 佑 美 子